

労働保険の年度更新の手続きはお済みですか？

労働保険制度におきまして、原則として、労働者を1人以上雇用する事業主の皆さまは、すべて労働保険に加入しなければならないことになっています。

加入されている事業主の皆さまは、年に一度、前年度の確定保険料の申告及び当年度の概算保険料の申告と納付並びに一般拠出金の納付を行うこととなります。

今年も平成24年度確定保険料及び平成25年度概算保険料申告の更新時期となりました。

事業主の皆さまのお手元に、年度更新に必要な関係書類を送付しておりますので、同封されているお知らせやパンフレットなどをご覧ください、期間内に申告・納付されるようお願いいたします。

年度更新申告書の記載方法等については…

厚生労働省のホームページのほか、**コールセンター** も御利用ください。

(電話番号) 0120 - 995 - 986

(受付時間) 月曜日～金曜日：9時～17時まで(祝日を除く)

(開設期間) 5月27日(月)～7月19日(金)までとなっております。

労働保険料等の申告・納付は、7月10日(水)までに

労働保険料等の申告・納付は、各事業所の事業内容等により異なりますので、申告書に同封されている記載要領の表紙にご案内しております。

また、最寄りの金融機関(日銀支店、銀行・信用金庫、ゆうちょ銀行)で申告と納付が同時にできます。申告書と納付書を切り離さずに金融機関窓口にお持ちください。

労働保険料等の申告書受付・記載相談会を別添のとおり開催しますので、ご利用下さい。

(開催期間) 7月4日(木)～7月10日(水)

(開催場所) 県下の各労働基準監督署、駐在事務所及労働局労働保険徴収室
なお、局徴収室は、雇用保険の申告書のみのお取り扱いとなります。



労働保険料等申告書受付・記載相談会

7月4日(木)から7月10日(水)の期間、県内の各地区で記載相談会を実施します。

なお、記載相談会前においても、各地区で受付を行っておりますので、お早めにご提出願います。

- * 携行品 「労働保険料等申告書」(当局から送付したもの) 事業主の印鑑
「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」(賃金総額を記載して下さい)
又は、一括有期事業の場合は、「一括有期事業報告書」「一括有期事業総括表」

地区	監督署名等	所在地	電話番号
長崎	長崎監督署	〒852-8542 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095-846-6386
五島	長崎監督署 五島駐在事務所	〒853-0015 五島市東浜町2-1-1 福江地方合同庁舎	0959-72-2951
佐世保	佐世保監督署	〒857-0041 佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3階	0956-24-4161
江迎	江迎監督署	〒859-6101 佐世保市江迎町長坂123-19	0956-65-2141
島原	島原監督署	〒855-0033 島原市新馬場町905-1	0957-62-5145
諫早	諫早監督署	〒854-0081 諫早市栄田町47-37	0957-26-3310
対馬	対馬監督署	〒817-0016 対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎	0920-52-0234
壱岐	対馬監督署 壱岐駐在事務所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐地方合同庁舎	0920-47-0467
長崎	*長崎労働局 労働保険徴収室	〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル4階	095-801-0025

*長崎労働局労働保険徴収室では、雇用保険の申告書のみ受付をしています。